



ひとり親家庭のかたへ



子育てを応援するために、主に次の経済的な支援を行っています。



児童扶養手当

問 子ども政策課(児童支援担当) ☎072-947-3836

対象

18歳到達後最初の年度末までの児童(児童に政令で定める程度の障害がある場合は20歳未満まで)を監護等している人で、次に該当する人。

- 母子家庭または父子家庭
- 父または母が政令で定める程度の障害の状態にあるとき
- 父母のいない児童の養育者となっているとき

※所得制限があります。※上記に該当するときでも、要件により支給できない場合があります。

支給月額 (令和5年4月現在)

対象児童	全部支給のとき	一部支給のとき
1人目	44,140円	44,130円~10,410円
2人目	10,420円を加算	10,410円~5,210円を加算
3人目以降	6,250円を加算	6,240円~3,130円を加算

※支給月額は所得に応じて決定
※5・7・9・11・1・3月に支給



ひとり親家庭医療費助成

問 保険年金課 ☎072-947-3603

対象

18歳到達後最初の年度末までの児童と、その児童を監護等する母・父または養育者で、次のいずれにも該当する人。

- 健康保険に加入している
- 保護者や扶養義務者が所得制限内

★ 一部自己負担額

- 医療機関を受診した際のお支払いは、1医療機関あたり、1日目、2日目最大500円まで自己負担していただき、3日目からは無料になります(同じ医療機関でも入院と外来、歯科と歯科以外は別計算になります)。
- 複数の医療機関を受診した場合、1人あたりの1か月の上限負担額は2,500円になります。

★ 医療費の償還

次のような場合は、償還手続きをしてください。

- 医療証交付前に受診したとき
- 大阪府外で受診したとき
- 治療上必要と認められるコルセット・眼鏡等の費用



母子・父子・寡婦にかかる支援について

予約制

問 子ども政策課(児童支援担当) ☎072-947-3836

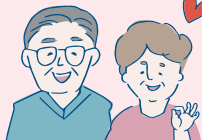
20歳未満の子どもを育てている母子家庭の母・父子家庭の父及び寡婦、両親のいない子どもの経済的な安定と自立のために、必要な制度があります。

詳しくはご相談ください。

- 母子・父子寡婦福祉資金の貸し付け
- ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業
- 自立支援教育訓練給付金
- 高等職業訓練促進給付金
- など

一緒に考えよう“上手な付き合い方”

わが子を愛し、大切に守り育てる気持ちは、今も昔もかわらない。



子育ての昔と今



「抱きぐせ」をつけると、赤ちゃんは抱っこを求めて泣くようになると考えられていました。

だっこ

抱くことがくせになるようなことはありません。抱っこされることで心が安定し、情緒豊かに育っていきます。

離乳食は大人が噛み砕いた食べ物を子どもに与えていました。箸やスプーンも共有していました。



むし歯
予防

人の口にはたくさんの菌がいます。むし歯を作るミュータンス菌は、大人の唾液を通して感染するのが現代の考え方です。

離乳開始に、果汁をスプーンで与えていました。

離乳食の
進め方

離乳開始前の乳児に果汁を与えることについて、栄養学的な意義は認められていません。離乳食開始前のスプーンの練習や果汁を与える必要はありません。

1歳を過ぎると、おむつをはずすように練習していました。



トイレ
トレーニング

2歳前後から、トイレトレーニングを開始することが多くなっています。大人の都合に合わせてではなく、トレーニング中は決して叱らず、うまくできたらしっかりほめましょう。

寝つきが良くなり、頭の形も良くなるといわれていました。

うつぶせ
寝

厚生労働省は、SIDS(乳幼児突然死症候群)から赤ちゃんを守るための3つのポイントとして、「①うつぶせ寝は避ける②タバコはやめる③出来るだけ母乳育児にトライしよう」としています。

左利きは直したほうが良いといわれていました。



利き手

最近は左手用の製品も充実しており、不便もなくなってきています。無理な矯正は子どもの負担となるため、使いやすい手を使わせてあげましょう。